

ID: 3036

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	植栽の義務の例外の認定		
<b>法令名 根拠条項</b>	森林法施行規則 第72条		
<b>法令番号</b>	昭和26年農林省令第54号		
<b>【基準】</b>	<p>省令第72条の規定による。 (植栽の義務の例外)</p> <p>第72条 法第34条の4ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合において都道府県知事が認めたときとする。</p> <p>(1) 火災、風水害その他の非常災害により当該伐採跡地の現況等に著しい変更を生じたため、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に関する定めに従って植栽をすることが著しく困難な場合</p> <p>(2) 保安林のうち指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のもの(人工植栽に係る森林に限る。)について、択伐によりその立木を伐採した後、当該伐採跡地につき、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間に関する定めに従わずに植栽をすることが不相当でない場合</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年6月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日